

指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。

この説明書は、当事業所と指定一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスの内容.....	3
7. 利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	4
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	4
10. 苦情の受付について.....	5

地域生活支援事業所アシスト

当事業所は鹿児島県の指定を受けています。
指定一般相談支援（4634500088号）

1. 事業者

名 称	有限会社 アシスト
所在地	鹿児島県始良市平松 2004 番地 1
電話番号	0995-65-6578
代表者氏名	代表取締役 原 俊弘
設立年月	平成 20 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定一般相談支援事業者 指定日 平成 25 年 4 月 1 日
事業所の名称	地域生活支援事業所アシスト
事業所の所在地	鹿児島県始良市平松 6488 番地
電話番号	0995-73-5842
管理者氏名	管理者 樋之口 亮 (専任 ・ 兼任)
事業の目的	障害者総合支援法に規定する地域移行支援及び地域定着支援（以下、「地域相談支援」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の立場に立った適切かつ円滑な地域相談支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適正かつ効率的に行うように努めるものとする。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めることとする。 ③ 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 ④ 関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施します。
開設年月	平成 25 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	地域活動支援センター I 型事業の受託経営 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業の受託経営 始良市障害者虐待防止センターの受託経営

3. 事業実施地域

始良市

4. 営業時間

営業日	火曜日～金曜日 但、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/14～8/15）は休業
受付時間	午前9時～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前9時～午後5時15分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	名	1名	1名	*従業者及び業務の管理
2. 相談支援専門員	名	名	名	1名	*相談支援・地域移行支援計画の作成・地域定着支援の実施。 *障害福祉サービス事業者等との連絡調整

当事業所では、利用者に対して指定地域相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. サービスの内容

(1) 基本相談支援

- ア 障害者・障害児等からの相談に応じ、情報を提供
- イ 市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整

(2) 地域相談支援

①地域移行支援

- ア 利用者にかかる地域移行支援計画の作成
- イ 利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談支援、同行支援
- ウ 利用者が地域における生活に移行するための住居の確保
- エ 指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）事業所に委託し利用者に対する当該指定障害福祉サービスの体験的な利用
- オ 利用者が地域に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊

②地域定着支援

- ア 地域定着支援台帳の作成
- イ 利用者との常時の連絡体制の確保
- ウ 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への対応
- エ 定期的な訪問による利用者への相談支援
- オ 緊急時における一時的な滞在等による支援

7. 利用料金

地域相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常のサービス実施地域の利用者への訪問等の交通費は無料です。ただし、通常の事業の実施地域以外の利用者への訪問等の交通費は、通常の事業を実施する地域を超えた地点から1km当たり20円いただきます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する1週間前までに申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の相談支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。

ア ご利用者が障害者支援施設に入所した場合

イ 自立支援給付で相談支援を受けていたご利用者が、支給決定により相談支援が不要と判断された場合

ウ ご利用者が亡くなられた場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、地域相談支援サービスの提供に関する利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、地域相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 地域移行支援計画
- (2) 地域定着支援台帳
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付窓口(樋之口 亮)> [職名] 管理者

○受付時間 毎週火曜日～金曜日 9:00～17:00

<苦情解決責任者 樋之口 亮 [職名] 管理者>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

居住地管轄の市役所 ※始良市の場合 始良市役所 障害福祉サービス担当課	所在地 鹿児島県始良市宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111 FAX 0995-65-6964 受付日・時間 平日8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号 (鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会) 電話番号 099-286-2200
鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課	所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 099-286-2111

平成25年4月1日 作成

平成27年4月1日 改定

令和3年9月1日 改定

令和 年 月 日

指定一般相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

<事業所名> 地域生活支援事業所アシスト
管理者 樋之口 亮

<説明者氏名> _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定一般相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

(代理人)

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

<続 柄> _____